

令和7年度 御高町 上之郷・御高地区ごみ・資源物収集日程と分別品目

可燃ごみ	収集日
	毎週火・金曜日

- ★可燃ごみは祝日等も収集します。(ただし、12月31日から1月3日までは収集しません。)
- ★可燃ごみは町指定ごみ専用袋で**必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時まで**に可燃物集積所へ出してください。
- ★夜は絶対に出さないでください。ごみ集積所の付近の人が大変迷惑をします。

不燃ごみ(金物類・ガラス類)・粗大ごみ・資源物・特別ごみ収集日

種類	毎月の収集日											
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源物分別収集	6日		1日		3日		5日		7日		1日	
金物類・ガラス類・粗大ごみ	16水	21水	18水	16水	20水	17水	22水	19水	17水	21水	18水	18水
プラスチック製容器包装	1火 15火	6火 20火	3火 17火	1火 15火	5火 19火	2火 16火	7火 21火	4火 18火	2火 16火	6火 20火	3火 17火	3火 17火
乾電池・陶磁器類			11水						10水			
乾電池・蛍光管・水銀体温計	御高町役場・各地区公民館にて随時回収(閉庁時・休館日を除く)											

- ★金物類・ガラス類・陶磁器類およびプラスチック製容器包装は町指定の専用袋、粗大ごみは町指定シールで**必ず自治会・氏名を書いて当日の朝8時まで**に不燃物集積所へ出してください。
- ★資源物は各自治会・アパートの分別ステーションへ出してください。
- ★夜は絶対に出さないでください。まちがったごみや資源の出し方をするとごみ集積所や分別ステーション付近の人が大変迷惑をします。
- ★ごみ集積所や分別ステーションは各自治会・アパートの管理です。

資源物分別収集対象品目(15品目) 資源物の収集時間は各自治会・アパートで決められた時間です。

① スチール缶



② アルミ缶



③ 無色ペットボトル



④ 有色・その他ペットボトル



⑤ 無色(透明)びん



⑥ 茶色びん



⑦ その他色びん



⑧ 再利用びん(リターナブルびん)



⑨ ダンボール



⑩ 新聞紙



⑪ 雑誌類(新聞広告を含む)



⑫ 飲料用紙パック



⑬ その他紙製容器包装



⑭ 家庭用廃食油



⑮ 古着類



- 缶(食品用に限り)
 - 潰さないでゆすいで出してください。
 - 油の入っていた缶は出せません。
- ペットボトル(食品用に限り)
 - 潰さないでゆすいで出してください。
 - キャップやふたははずしてください。
 - ラベルははがして出してください。

- ガラスびん(食品用に限り。ガラスびん以外は出せません)
 - ゆすいで出してください。
 - ラベルはとらないでください。
 - 化粧品や油の入っていたびんは、不燃ごみ・ガラス類に出してください。
 - 割れていても出せます。
 - キャップやふたははずしてください。

- 紙類(ひもで十字にしばってください)
 - 紙パックは、内側にアルミニウムを使用せず、500ml以上のものが対象です。
 - ダンボールなどについているビニールテープなど、取れるものは取ってから出してください。
- 家庭用廃食油(機械油等非食品の油は出せません)
 - 空きペットボトルに入れてキャップをして出してください。

- 古着類
 - 洗ってから出してください。
 - ボタン、ファスナーやジッパー等は取らないでください。
 - 濡れたもの、汚れのひどいもの(ペンキや油汚れなど)、破れたものや臭いのひどいものはごみで出してください。
 - 濡れないように、中身の見えるビニール袋に入れて出してください。

プラスチック製容器包装対象品目 このマークが目印です。

廃プラスチック
(透明・半透明な食品用容器)



発泡トレイ・発泡スチロール



あみ、ネット類



カップ類



袋類



ボトル・チューブ類



- ※プラスチック製容器包装は、指定袋に入れて出してください。
- ※指定袋を出す場所は、各自治会(アパート)の不燃ごみの集積場です。(一部異なる場合があります。)
- ※指定袋は、スーパー、コンビニなど御高町指定ごみ袋取扱店又は御高町役場住民環境課、役場出張所で販売しています。
- ※よく洗っても汚れが落ちない場合は、可燃ごみとして出してください。
- ※プラスチックの製品(歯ブラシ、ハンガー、おもちゃ、カゴ等)は容器包装ではないため、可燃ごみとして出してください。
- ※ペットボトルは自治会の分別収集に出してください。

町では収集しないごみ 次のものは収集ができません。販売店等に引取ってもらうか、専門業者に相談してください。

家電6品目(ブラウン管式・液晶式・プラズマ式テレビ、エアコン、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機)、揮発油(ガソリン・ベンジン・シンナー等)、灯油、火薬類、多量の発炎筒、トナー、多量の草木類、タイヤ、オートバイ、エンジン、バッテリー、モーター、原付自転車、エンジン付農機具、消火器、浄化槽、プロパンガス、ポンプ、ピアノ、農業、容器入りの薬品、注射針、有害性のある薬品類の容器、注射筒、点滴用チューブ、試験管、汚物、汚泥、動物の死骸、鉄骨材(形鋼 厚さ5mm 幅4cm 長さ1m以上のもの)、火災・爆発等の危険性があるもの、鉄材(厚さ6mm 幅30cm 長さ50cm以上のもの)、薬品、医療廃棄物、多量の角材・廃材等(直径10cm 長さ1m以上のもの)、電動自転車、破碎処理できないもの等

問合せ先 御高町役場住民環境課 環境整備係 電話 0574-67-2111 裏は「資源とごみの出し方」です。

